



2011年11月10日 No.180

細川律夫国会事務所 Tel 03-3508-7513 Fax 03-3593-7148 E-mail g04091@shugiin.go.jp
南越谷事務所 Tel 048-989-8788 Fax 048-989-5300 HP: http://www.hosokawa-ritsuo.jp/

「社会保障と税の一体改革」調査会始動

10月20日に召集された臨時国会では、各大臣への所信表明演説に対する質疑の後、復興に重点を置いた3次補正予算に関する審議が行われ、10日、衆議院を通過しました。

一方、党内ではTPP（環太平洋経済連携協定）への参加交渉に入ることの是非が大きな議論になりました。細川代議士は、慎重な配慮が必要であるとの立場をとりつつも、総理の判断を支持すると表明しています。



挨拶する細川律夫調査会会長

そして、大震災からの復興、TPPの議論とともに重要なのが、社会保障と税の一体改革です。細川代議士が会長を務める党の「社会保障と税の一体改革調査会」の第1回総会が、党税制調査会と合同で10月26日に、また第2回が11月2日に開かれました。第1回開会直後の挨拶で細川会長は、社会保障を「守る」、「充実する」「みんなので支えあう」との観点から、この一体改革の重

要性を指摘しつつ、財源のほうも一体として検討しなければならないことを付け加えました。

弾劾裁判所裁判長に就任

11月2日、裁判官弾劾裁判所裁判員会議が開かれ、裁判長に選出されました。



裁判長室にて

裁判官は独立が保障されているため、安易に罷免できない仕組みにな

っています。国民審査などの例外を除き、憲法で規定されたこの弾劾裁判によってしか裁判官を辞めさせることはできません。

過去の例をみると、新憲法施行以来、6名の裁判官が罷免されています。もともと話題となったのは昭和



法廷にて

52年、検事総長を語って、首相に電話をかけたという理由で弾劾裁判にかけられた件です。直

近では平成20年、ストーカーを行った宇都宮地裁判事が、裁判官の身分にふさわしくない行為をしたとして罷免されました。

この裁判員には衆参国會議員のそれぞれ7人、計14人が選出されます。法廷や裁判員会議を行う場所は参議院議員会館北側の参議院第二別館というところに置かれています。

党規約・代表選挙規程検討委員会

党規約・代表選挙規程検討委員会も、発足後3回の会議が開かれ、細川代議士は委員長として会を主宰しています。

特に、代表選挙規程については、現行の任期が2年でかつ途中で辞職した場合は残りの任期と決まっているため、昨年のように、菅代表が総理になった後数ヶ月後に代表選が行われるという、国民に分かりにくい事態が起こる場合があります。その反省に立って、総理になる与党の代表にふさわしい規定にしようというのがその趣旨で、既に、中間報告も出されています。これも、来年1月の党大会での提起することになりますから、12月中に一定の結論をださなければなりません。



地元活動も活発に

大臣在任中は、ほとんど地元に戻ることができず、選挙区の皆様には大変ご無沙汰をしておりましたが、退任後、週末は地元に戻り、いろいろな会合に顔を出すことができるようになりました。特に秋はいろいろな行事が行われています。

写真は、上から、越谷商工会まつり(10月23日)越谷市菊花展(10月30日)、草加ふささらまつり(11月3日)のものです。

大臣在任中には見られなかったリラックスした表情が写っています。



細川律夫より一言

秋の冷の候お元気でお過ごしのことと申します。厚労大臣を退任、一息つく間もなく、党務や国会活動に忙しい毎日を送っています。特に社会保障税一体改革調査会からこれから山場を迎えます。